

チャレンジショップ募集要項【3次募集】

中心市街地の空き店舗対策及び出店促進のための事業として、出店前の準備、お試し出店の機会として、チャレンジショップ（テント市及び空き店舗を活用した限定ショップ）を開設します。このチャレンジショップの出店者を募集しています。

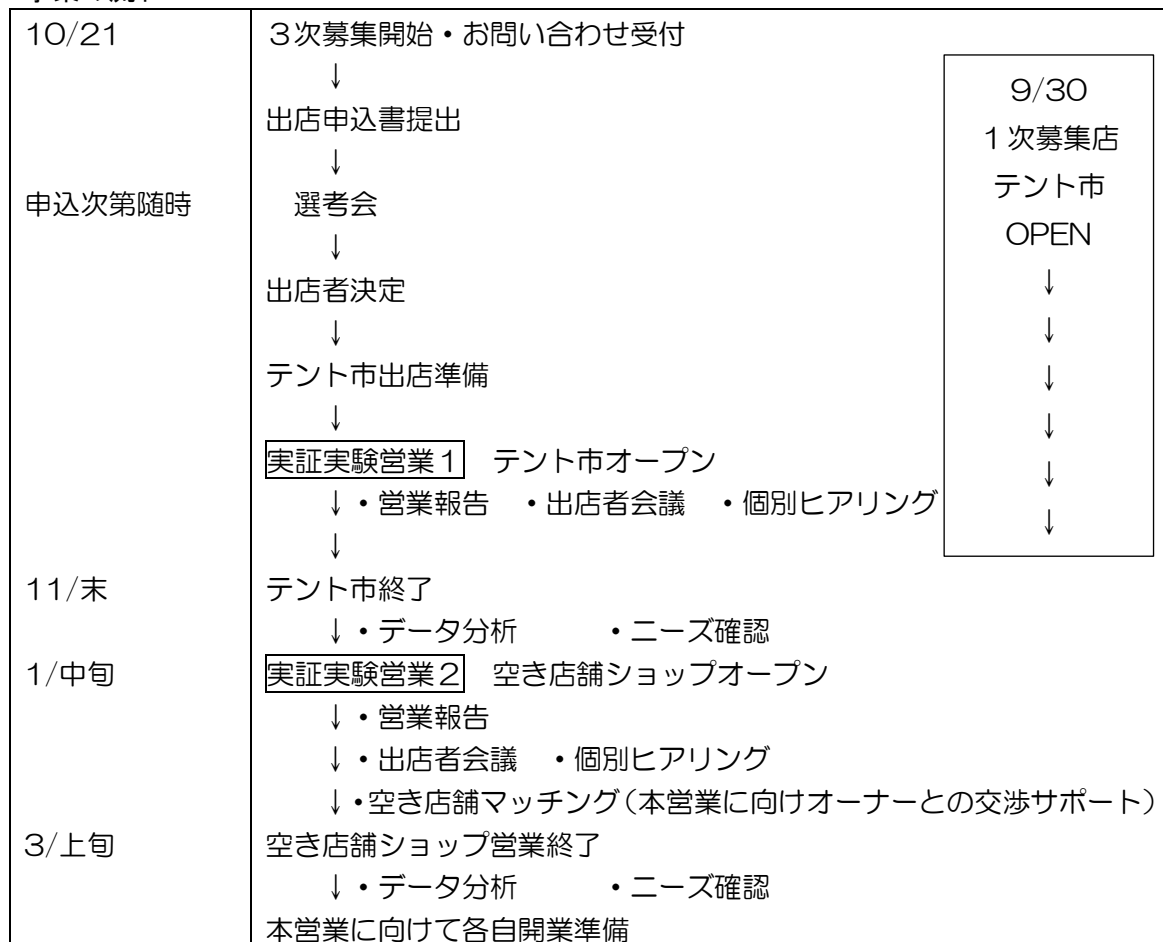
主催／岡崎市、協力／岡崎活性化本部、企画運営／株式会社まちづくり岡崎

※本事業は、(株)まちづくり岡崎が岡崎市から委託を受け実施するものです。

目的

岡崎市の委託事業の一環として、岡崎市中心市街地における新たな出店者の開拓と出店希望者のニーズ調査、空き店舗対策、創業支援の一環としてチャレンジショップ（出店前準備・市場調査を目的とした実証実験営業）の出店者を募集します。

事業の流れ



テント市出店についての募集要項

1 出店期間

平成 25 年 11 月上旬～11 月 30 日頃まで（予定）

2 場所

岡崎市康生通東一丁目 5 ページ対象エリア 2 間×1.5 間（3.6m×2.7m）テント

3 対象

中心市街地での出店を考えている方

対象業種

小売業、サービス業（飲食業含む）及びコミュニティビジネス等の事業
（業種によっては制約がある場合がある、選考委員会で検討）

営業時間：10：00～18：00 昼間の営業を主として行う業種とします。

対象外事業

- ・ 医療機関や事務所的な業務及び居酒屋等酒類を主に提供する業種。
- ・ 風俗業など商店街のイメージを損なうような業種。
- ・ その他、選考委員会で決定した事業

4 出店条件

1) 出店料

1 万円/月 出店時前払い現金による支払（ひと月単位）

※ただし、月の途中からの出店については日割の金額×期間日数で計算する。

2) 出店日数

原則 15 日程度/月の営業を基本とするが、選考会にて協議調整する。

3) 実証実験に係る協力

本事業は、出店前の準備や市場調査を兼ねており、また出店希望者のニーズを把握した上で将来の出店希望者へ役立つ出店促進、創業支援策を検討することを目的とする事業です。

従いまして、出店者の皆様には以下にご協力いただきます。

- ・ 営業報告（指定の報告書式によるもの）
- ・ 出店者会議への参加（営業してみたの課題、ニーズ、情報交換など報告）
- ・ 個別ヒアリング
- ・ 共同販促のための広報物制作に係る情報提供、共同販促イベントの実施協力（費用は主催者より負担します）

5 定員 1店舗程度（選考あり） ※これまで3店決定済み

6 応募方法

別紙の「出店申込書」を以下のいずれかにてご提出ください。

・ F A X 0 5 6 4 - 2 3 - 7 7 8 0

・ メール info@machizukuri-okazaki.co.jp

・ 郵送 〒444-0045 岡崎市康生通東1-21 みどりやビル3F (株)まちづくり岡崎 宛て
※エントリーいただいた方には、応募に際して事務局より個別にご連絡をする場合がございます。

※ご不明な点がありましたら、(株)まちづくり岡崎まで電話かメールにてお問い合わせください。

・ 電 話 0 5 6 4 - 2 3 - 7 6 6 6 (月～金：10時～17時)

7 選考

出店者は、選考委員会で選考の上、可否を決定します。

申込者は、出店申込書を事前に提出していただきます。

※出店申込書には、以下を記載

1) 出店者の氏名、住所、連絡先等の基本情報

2) 事業終了後に考える出店予定の業種業態、取扱い商品、希望の時期

3) チャレンジショップで予定する業種業態、取扱い商品、出店可能な曜日・時間・日数

選考委員会 (岡崎市、商店街代表、(株)まちづくり岡崎 若干名)

選 考 会 申込書が届き次第、事務局より連絡いたします。

※時間、場所は、個別にお知らせいたします。

選考基準

・ 中心市街地への出店意欲

・ 事業終了後の出店に向けた実現性 (これまでの経験、出店計画、開業資金等)

・ 販売するものへのこだわり、オリジナリティー

・ テント市出店における出店日数

8 その他

※原則として、実証実験1 (テント市出店) 終了後に、実証実験 (2 空き店舗出店) に移ります。空き店舗出店のための応募は受け付けません。

※空き店舗出店に関する条件の詳細は、テント市出店期間内での出店者会議、ニーズのヒアリング等を経て調整後、決定いたします。

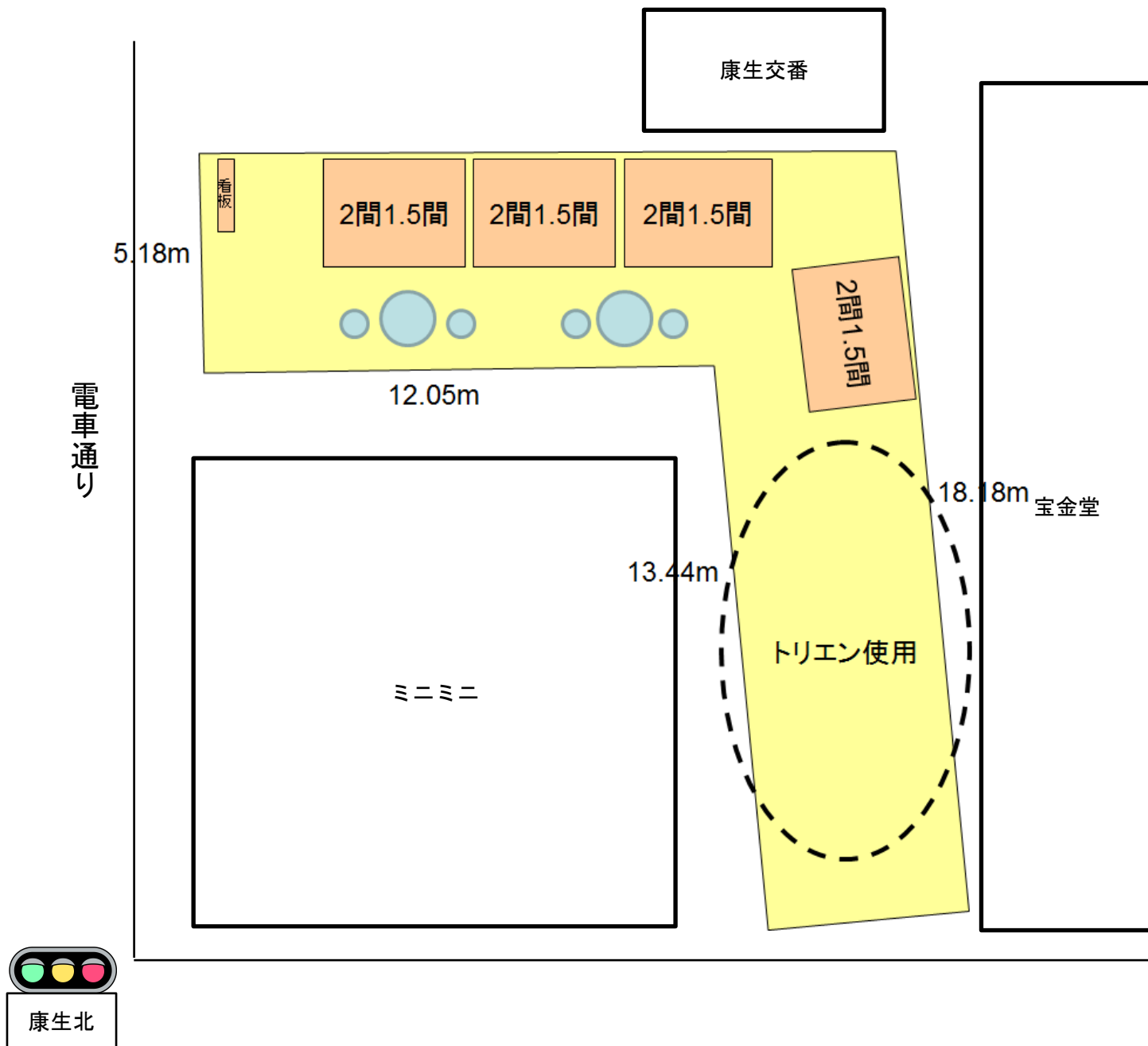
※その他、運営方法、出店ルール等については岡崎市と(株)まちづくり岡崎にて協議し都度決定いたします。

出店に係る諸注意事項

- ・騒音等周辺地域に配慮すること
- ・利用後は清掃を行い、原状に復すること
- ・販売行為、工作物の設置、火気の使用、車両の乗入れ、張り紙、看板の設置等については、事前に(株)まちづくり岡崎を通じて市の承諾を得ること
- ・事業内容が不適切と判断する場合は、土地の利用を中止すること
- ・万一公共施設を破損した場合には、(株)まちづくり岡崎を通じて市に連絡しその指示により使用者の責任で速やかに復旧すること
- ・事業実施において発生した全ての損害の責任を負うこと（市は一切責任を負わない。）
- ・関係法令等を遵守すること
- ・出店者および出店補助者は暴力団又は暴力団員でないこと
- ・駐車場等及び公共交通機関の乗り場等の交通案内をチラシ等で周知すること
- ・多数の来客が見込まれる場合は、十分な駐車場等を確保するとともに公共交通機関の利用及び相乗りの奨励、送迎バスの運行等を検討すること
- ・テント等を設置する場合は、風等に飛ばされないように処置すること
- ・許可無くポスター・看板等の掲示をしないこと
- ・道路交通法、食品衛生法など関係する諸法令を遵守すること（許認可が必要な業種・事項は、出店までに取得が必要）
- ・法令・公序良俗に反する事業は出店不可。騒音・悪臭・振動他、近隣に迷惑となる事業は不可

以上

出店予定エリア (イメージ)



- ・ 上記「トリエン使用」エリアのぞくスペース
- ・ 出店テント、長机、イス等については株式会社まちづくり岡崎により貸与。
- ・ 共有エリアについてはテーブル、イス等の休憩スペースを設置
- ・ 電源利用可能
- ・ トイレはみどりや（康生通東 1-21）内トイレを使用可能
- ・ その他出店者に応じてレイアウト、備品等の変更・調整を行います。